平成２２年（フ）第４２０号
東京都町田市金森700番地３カームフラット203
債務者　松島　賢治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
広島県府中市中須町1380番地
債務者　小川さおり
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４９号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林153番地10
債務者　福島　信博（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３９５号
愛知県豊川市諏訪３丁目241番地　ロイヤル豊川中央802号
債務者　瀧川　丈仁
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０号
愛知県蒲郡市豊岡町殿門11番地５
債務者　高橋　　慶
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１号
愛知県蒲郡市豊岡町殿門11番地５
債務者　高橋　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４号
愛知県豊橋市原町字蔵社90番地１　セザンヌ原町107号
債務者　鎗分ハツシこと　ヤリワケ　パウロハツシ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８５号
愛知県豊川市赤代町２丁目５番地　赤代住宅Ｄ棟405号
債務者　白濱　明典
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４５３号
広島県福山市曙町６丁目４番８号
債務者　山室　晃行
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時40分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３０号
東京都府中市矢崎町２丁目18番地の４尾形コーポ301
債務者　岩田　匡広
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８８号
東京都八王子市台町３丁目11番３号エスクード201号
債務者　井原　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４００号
東京都立川市幸町１丁目33番地の15メゾン幸203号
債務者　竹下美枝子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０１号
東京都立川市幸町１丁目33番地の15メゾン幸203号
債務者　竹下　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０３号
東京都調布市深大寺南町５丁目９番地10エステートピアカワムラ102
債務者　山田　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２６号
東京都府中市日新町５丁目２番地の１寿荘205
債務者　佐藤　　圭
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部